

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
区分		日額	摘要	区分		日額	摘要
[略]				[略]			
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]	能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]
		国立岩手山青少年交流の家	3,400円			国立岩手山青少年交流の家	3,500円
		[略]				[略]	
	旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設）		[略]		旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテル営業の用に供する宿泊施設）		[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この訓令は、平成30年10月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県教育委員会日額旅費支給規程別表第3の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。